

## 燕市土木工事検査技術基準

### (目的)

第1条 この基準は、燕市建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第13条に基づき、燕市が行う土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 この基準は、検査要綱第3条に定める検査に適用する。

### (検査の方法)

第3条 検査の方法は、検査要綱第12条によるほか、次によるものとする。

- (1) 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の施工体制、実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。
- (2) 工事の施工体制の検査は、施工体制台帳、体系図又は下請負業者編成表の記載内容及び実施状況について、また現場代理人、主任（監理）技術者の常駐、専任及び指揮管理状況について適正であるか、別表第1に掲げる事項について留意して行うものとする。
- (3) 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事監理状況に関する各種の記録（(写真・ビデオによる記録を含む。)）(以下「各種の記録」という。)と、契約図書とを対比し、別表第2に掲げる事項に留意して行うものとする。
- (4) 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができる。
- (5) 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第4に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができ

る。

- (6) 出来ばえの検査は、仕上がり面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査基準)

第4条 検査の技術的基準は別表第5によるものとする

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1

工事の施工体制の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	施 工 体 制	施工体制台帳、体系図又は下請負業者編成表	施工体制の記載内容と実施状況の確認
2	現 場 代 理 人	工事着手届、現場代理人及び主任技術者等（変更）通知書	常駐状況の確認
3	主任（監理）技術者の専任及び指揮管理	工事着手届、現場代理人及び主任技術者等（変更）通知書、技術者資格者証又は経歴書	技術者資格区分、所属会社名等の確認、専任状況の確認

別表第2

工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約図書等の履行状況	契約図書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗状況
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

別表第3

出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度		
共 般 施 工 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、(延長)	250枚につき1箇所以上(ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上)	
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	一 般	基 礎 工	基準高、根入長、偏心量、(幅)、(厚さ)、(延長)	1基又は1目地間当たり1箇所以上	
	施	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
	工	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは、500mにつき1箇所以上
			舗装工	(基準高)、幅、厚さ、(横断勾配)、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは、施工面積3,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査(ただし、施工面積3,000㎡以下の場合は2箇所以上)
	通	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
		土 工	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
		コンクリート擁壁工 側溝工 水路工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
	河 川	築堤護岸		基準高、幅、(厚さ)、(高さ)、法長、(延長)	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
浚渫(川)		基準高、幅、深さ、延長			
樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分、函渠は同種構造物ごと2箇所以上		
水 門					

別表第3

出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
道	道 路 改 良	基準高、幅、(厚さ)、 (高さ)、(延長)	100mにつき1箇所以上(ただし、施工 延長100m以下の場合は2箇所以上)
	橋 梁 下 部	基準高、幅、厚さ、 高さ、スパン長、変 位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上 につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋 梁 上 部	部材寸法、基準高、 支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5 径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋 上 部	部材寸法、基準高、 幅、高さ、厚さ、キャ ンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5 径間以上は2径間につき1箇所以上
	ト ン ネル	基準高、幅、厚さ、 高さ、深さ、間隔、 延長	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5 径間以上は2径間につき1箇所以上
下 水 道	シールド管渠	基準高、延長、中心 線のずれ、仕上がり 内径、二次覆工厚	基準高、仕上がり内径は、1施工箇所に 2箇所以上 その他は適宜実施
	推進工管渠	基準高、延長、中心 線のずれ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	開削工管渠	基準高、延長、中心 線のずれ、幅、高さ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	マンホール ポンプ場 終末処理場	工種に応じ、基準高、 幅、厚さ、高さ、深 さ、長さ等	構造物ごとに適宜決定
そ の 他 構 造 物		工種に応じ、基準高、 幅、厚さ、高さ、深 さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合又は当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

(3) 別表第3表中検査内容の( )については、必要あると認めたときは適宜出来形測定資料等により確認するものとする。

別表第4

品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	材 料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基 礎 工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土 工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か。	
	石・ブロック 積（張）工	コンクリートが均一に施工されているか注水を行うことができる。	天端に削孔し、注水試験を行い、胴コン、裏コンの充填程度、水密性を検査する。（削孔深は、天端では1.0m程度とする。） 削孔数は、施工延長100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	そ の 他 の コンクリート 構 造 物	コンクリートの打継目等が適切に施工されているか注水を行うことができる。	天端又は法面に削孔し、注水試験を行い、コンクリートの充填程度、水密性を検査する。（削孔深は、コンクリート厚さの70%程度又は1m程度とする。）
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の機能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作して検査する。

別表第4

品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
道 路	舗	路 盤 工  (1)路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
	装	ア ス ファルト 舗 装 工  アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。

備考 (1) コンクリート根固工等の異形ブロックは、原則として注水は行わない。

別表第5

工事施工管理基準

特記仕様書等に明記のない場合においては、下表に準じる。

新潟県土木部	土木工事施工管理基準
--------	------------